

## 手続案内（創業・経営課）

<b>部局名</b>	<b>所属名</b>
産業労働部	創業・経営課
<b>手続名</b>	
特例承継計画の報告の確認	
<b>根拠法令</b>	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	
<b>条項</b>	
第 20 条第 1 項または第 2 項	
<b>手続対象者</b>	
贈与認定、相続認定中小企業者（雇用要件を満たさないことになった場合のみ）	
<b>提出先・相談窓口</b>	
創業・経営課	
<b>提出時期</b>	
認定に係る有効期限の末日の翌日から 4 月を経過する日まで	
<b>提出書類</b>	
規則第 20 条第 3 項に基づく報告書および書類	
<b>手数料</b>	
なし	
<b>審査基準</b>	
こちらをご覧ください。	
<b>標準処理期間</b>	
1 月	
<b>備考</b>	
規則 … 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 詳細については下記をご参照ください。 ・ 中小企業庁 ( <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm</a> ) ・ 福井県創業・経営課ホームページ ( <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/enkatukahou.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/enkatukahou.html</a> )	